

介護保険制度 要介護１・２は介護保険給付で行うことを求める意見書の提出について

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、２０２１年度からの第８期介護保険事業（支援）計画に向けた議論が進められています。介護保険制度は３年を１期としてサービス提供体制の整備や保険料の改定が行われ、２０１５年の改定により、要支援１・２の訪問・通所介護が保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる介護予防・日常生活支援事業（以下「総合事業」という）に移行したほか、特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護３以上となるなど、当時、認知症の家族の会も介護保険から外されることに反対を表明され、国民の望まない改定が行われてきました。

現在、社会保障審議会介護保険部会では２０２１年の次期改定に向けて要介護１・２の「訪問介護の生活援助」「通所介護」を介護保険給付から外し、自治体の「総合事業」に移行することが検討されています。

２０１５年の改定に対する評価も定まらない中、要介護１・２を介護保険給付から外すことは重症化を招きます。

高齢期をそれぞれの住み慣れた地域で生き生きと暮らすためにも、政府におかれましては地域の実態に鑑み、要介護１・２の「総合事業」への移行は早計であり、移行されることがないように強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年 １２月 日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

|        |       |   |   |
|--------|-------|---|---|
| 衆議院議長  | 大島 理森 | 殿 | 宛 |
| 参議院議長  | 山東 昭子 | 殿 |   |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 | 殿 |   |
| 財務大臣   | 麻生 太郎 | 殿 |   |
| 厚生労働大臣 | 加藤 勝信 | 殿 |   |